

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成三十年三月二十六日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

取消年月日

須賀 徳郎

須賀のりお後援会

三〇、一、六

藤田みちる

みちるの会

二九、一、三一

細谷 啓一

啓政会

三〇、一、二六

牧島かれん

牧島かれん政経懇話会

三〇、一、七